

井原放送施設加入契約約款

井原放送株式会社(以下「当社」という)と当社が行うサービスの提供を受ける者(以下「加入者」という)との間に結ばれる契約(以下「加入契約」という)は、以下の条項によるものとします。

第1条 (当社の提供するサービス)

当社は業務区域内の加入者に次のサービスを提供します。

- ① 区域内、区域外のテレビジョン放送の同時再放送サービス並びに基本料金(基本利用料)内のテレビジョン自主放送サービス
- ② 基本料金内のサービス以外の有料によるテレビジョン自主放送サービス(以下「CSプランまたはBSプラン」という)
- ③ 基本料金内のサービス以外の有料または無料のBS放送のパススルーならびに110度CS放送のパススルーによる同時再放送サービス
- ④ ただし、CSプランまたはBSプラン、またはBS放送のパススルーならびにCS110度放送のパススルーの各チャンネルは基本サービス(上記①)を利用いただく場合に限りご利用いただけます。
- ⑤ 上記事業に附帯するサービス業務

第2条 (用語の定義)

この約款において使用する用語は、放送法において使用する用語の例によるほか、それぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入者	当社と加入契約を締結した者
加入申込者	当社に加入契約の申し込みをする者
本施設	当社が放送サービスを行うための機械、器具、施設ケーブルその他電氣的設備で、放送センターから引込設備までの施設
集合住宅契約	共同住宅、集合住宅(2世帯以上が入居するアパート、マンション等の賃貸または分譲住宅で当社が判断するもの)に当社引込設備の設置(導入)を行なうための基本となる契約。加入工事料金および利用料金以外について加入契約に準じます。
特殊施設契約	病院およびそれに準じる施設(複数の利用者が療養・保護のため生活する施設で当社が判断するもの)に当社引込設備の設置(導入)を行なうための基本となる契約。加入工事料金および利用料金以外について加入契約に準じます。
引込設備	加入者が放送サービスを受信するため、本施設に接続された引込点(タップオフまたはクロージャー)から加入者宅の保安器、または光保安器までに設置された引込線および機器。
タップオフ	本施設から加入者宅に分岐するための設備
クロージャー	本施設に設置されている引込設備接続のための光接続箱
光保安器	光ファイバーで送られた信号を電波へ変換するための機器
セットトップボックス	地上デジタル放送及びCSプランまたはBSプランを視聴するために必要な受信機器。(ICカードは除きます。)(以下「STB」という。)
ICカード	STBに常時装着されることにより、STBを制御し、加入者の視聴履歴を記録するため

	のICを組み込んだカード。
B-CASカード	地上、BSデジタル放送用ICカード。
C-CASカード	CSプランまたはBSプラン用ICカード。

第3条（契約の単位）

加入契約は、加入者引込線1回線ごとに行います。ただし、加入者引込線1回線により加入する世帯（同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団）が複数となる場合には、契約の単位を各世帯（事業所、店舗等も同様とする）とします。

- 2 加入者引込線1回線から複数世帯が居住する建物の各世帯に分配する場合（以下「共同引込」という）には、建物管理者を代表者として加入契約（以下集合住宅契約 という）を締結します。
- 3 加入者引込線1回線から複数の利用者が存在する施設のうち、病院等については施設管理者を代表として加入契約（以下「特殊施設契約」という）を締結します。

第4条（契約の対象並びに成立）

加入契約は各世帯個別の加入申込者が加入申込書を提出し、当社がこれを承諾したときに成立するものとします。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、申し込みを承諾しないことができるものとします。
 - ① 当社のサービスの提供が本施設および引込設備の設置面での技術的な理由等により困難なとき。
 - ② 加入者自身が自己に課せられた債務の履行を怠った事があるなど本約款上要請される債務の履行を怠る恐れがあると認められる場合。
 - ③ 加入申込書の記載事項に虚偽、不備がある場合。
 - ④ 加入者が当社の放送する番組の著作権その他を侵害する恐れがあると認められた場合。
 - ⑤ 加入申込者が未成年者で、法定代理人の同意が得られない場合。
 - ⑥ 料金等のお支払い方法について、当社が定める方法に従っていただけない場合。
 - ⑦ 加入者がこの約款に違反する恐れがあると認められる場合。
 - ⑧ その他、当社の業務に著しい支障がある場合。
- 3 有料番組を利用する場合には、加入者は有料番組ごとに所定の様式に記入の上申し込んでいただきます。
- 4 一部の有料番組については、二十歳未満の加入者、学生の加入者は利用できないことがあります。
- 5 当社は、本人性及び年齢の確認のため身分証の提示を求める場合があります。

第5条（契約の申込みの撤回等）

加入申込者は、加入申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、書面によりその申込みの撤回又は当該加入契約の解除を行うことができます。

ただし、引込工事、宅内工事等を着工済み、または完了済みの場合はその工事に要した費用および原状回復にかかる費用を加入申込者に負担して頂きます。

- 2 前項の規定による加入契約の申込みの撤回は、同項の書面を發した時に、その効力を生じます。

第6条（契約の有効期限）

加入契約の有効期限は、契約成立日から一年間とします。ただし、契約期間満了の10日前までに当社、加入者いずれからも当社所定の書式による文書により何等の意思表示のない場合には、引き続き一年間の期間をもって更新するものとし、以後も同様とします。

第7条（加入金及び加入工事料）

当社に加入し、サービスの提供を受けようとする者（加入申込者）は、加入金は不要です。ただし加入申込手続き時には別表に定めた新規加入工事料を必要とします。

- 2 加入契約解約後の再加入契約の場合でも、前項の規定に準じて取り扱います。
- 3 当社は、加入促進のため、地域および期間並びに放送サービスを限定して加入工事料の特別割引を行うことがあります。
- 4 経済環境の変動により加入工事料を改定することがあります。ただし、既加入者には適用致しません。

第8条（セットトップボックス）

加入者は、当社の提供するサービスに使用するSTBおよびリモートコントローラ等の付属品（以下STBという）を当社より別表に定める設置工事料並びに利用料またはSTB料金を支払い、貸与することができます。なお、付属のB-CASカードおよびC-CASカードの取扱いについては、第11条及び第12条の規定によるものとします。なおSTBを提供するサービスの名称をCSプランまたはBSプランとします。

- 2 第1項により加入者が当社より貸与を受けるSTBについては、故障が生じた場合、当社は無償にてその修理、交換、その他必要な措置を講ずるものとします。ただし、加入者が故意または過失によりSTBを破損または紛失した場合には、加入者は別表に定めるSTB一般販売価格相当分を当社に支払うものとします。また、当社が認める場合を除き、加入者はSTBの交換を請求できません。
- 3 加入者は解約時にSTBを返還するものとし、加入者の故意、過失によるSTBの故障、破損、紛失等の場合は、別表に定めるSTBの損害金を当社に支払うものとします。
- 4 STBの宅内移設工事は当社へ申込み、実費相当分を支払うものとします。
- 5 加入者は、当社が必要に応じて行うSTBのバージョンアップ作業の実施に同意するものとします。
- 6 CSプランまたはBSプランは、当社の指定するSTBが設置された場合のみご利用いただけます。
- 7 ハードディスク内蔵STB（以下「HDD内蔵STB」という）の使用に際し、HDD内蔵STBに不具合が生じたことにより録画・編集されたデータ（以下「録画内容」という）が消失した場合、これにより生じた損害については、原因の如何を問わず当社はその責任を負わないものとします。
- 8 HDD内蔵STBが故障等により修理、交換が必要な場合、録画内容はすべて消去します。これにより生じたあらゆる損害について、原因の如何を問わず当社はその責任を負わないものとします。

第9条（最低利用期間）

CSプランまたはBSプランには、STB設置工事完了日の翌月から12ヶ月間の最低利用期間が有ります。

第10条（違約金について）

加入者は、第9条の最低利用期間内に契約の解除があった場合、残余の期間に対応する利用料相当額を当社に支払うものとします。

第11条（B-CASカードの取扱いについて）

B-CASカードに関する取扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「B-CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによりします。

第12条（C-CASカードの取扱いについて）

STBを利用する加入者は、STB1台につき1枚のC-CASカードを当社より無償貸与されるものとし、STBの解約または契約の解除後は、すみやかにC-CASカードを当社に返却するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者にC-CASカードの交換および返却を請求することができるものとします。

- 2 C-CASカードは当社に帰属し、当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改竄することを禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。
- 3 加入者が故意または過失によりC-CASカードを破損または紛失した場合には、加入者は別表に定めるC-CASカードの損害金を当社に支払うものとします。

第13条（利用料）

加入者は、別表に定める基本料金（基本利用料）を当社に支払うものとします。CSプランまたはBSプランも希望される場合は、別途料金表に基づきCSプランまたはBSプラン契約を行い、基本料金に加算して、CSプランまたはBSプラン利用料及びペイチャンネル利用料を支払うものとします。

- 2 加入者は原則サービスの提供を受け始めた日の属する月の翌月から前項の規定に定めた利用料を支払うものとします。
- 3 当社は、加入促進のため、地域および期間並びに放送サービスを限定して特別料金を設定する場合があります。
- 4 経済環境の変動に伴い、前項の各チャンネルの利用料を改定することがあります。
- 5 当社が設定した各利用料の中には NHK の受信料（地上契約および衛星契約）および株式会社 WOWOW の加入料ならびに視聴料は含まれておりません。
- 6 BS放送、ならびに110度CS放送のパススルーによるチャンネルのうち有料チャンネルの加入料ならびに視聴料はスカパーJSAT株式会社または株式会社 WOWOW へ直接お支払い頂く事とし、お支払いの開始日はスカパーJSAT株式会社または株式会社 WOWOW の定めるところによります。

第14条（施設の設置及び費用の負担等）

当社は本施設のうち放送センターから加入者の最寄りのタップオフまたはクロージャーマでの施設の設置に要する費用を負担するものとします。

- 2 加入者は、最寄りのタップオフまたはクロージャーマから保安器または光保安器までの引き込みに要する費用及び保安器または光保安器の端子以降のすべての施設の設置に要する費用を負担するものとします。
- 3 加入申込者の都合により加入契約に至らない場合は前項の規定により、既に施行した工事費は頂くものとします。（自営柱の建柱、地下埋設等を必要とする場合はその費用を含む）
- 4 当社は、放送センターから保安器またはクロージャーマまでの本施設および引込施設を所有し、管理します。

第15条（設置場所等の無償使用）

当社は引込施設およびSTB等を設置するために必要最小限、加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構造物等は無償で使用できるものとし、加入者には無償による取り付け場所の提供を承諾していただきます。なお、引込設備およびSTB等の使用にかかる電源は加入者が設置するものとし、その電気料および消耗品は加入者が負担するものとします。

- 2 加入者は、加入契約の締結について、地主、家主その他利害関係人があるときには、予め必要な承諾を得ておくものとし、このことに関して責任を負うものとします。

第16条（一時停止、復旧）

加入者は、当社のサービスの提供の一時停止を希望する場合には、直ちに当社にその旨を所定の様式により申し出て、別途定めた休止手数料を支払うものとします。この場合は、停止した日の属する月の翌月から再開した日の属する月までの期間の料金は第13条の規定にかかわらず無料とします。

- 2 加入者は、前項の規定による当社のサービスの提供の復旧を希望する場合は、復旧手数料として、加入者引込1回線ごとに別途定めた手数料を当社に支払うものとします。
- 3 第26条により停止されていたサービス提供の再開を希望する場合は、未納利用料金及びその遅延利息と共に、停波解除手数料として別途定めた手数料を当社に支払うものとします。

第17条（当社の保守責任及び免責事項）

当社は本施設および引込施設の維持管理責任を負うものとします。ただし、加入者は当社の維持管理の業務遂行時に、サービス提供が一時停止することがあることを了承するものとします。

- 2 当社は加入者から当社の施設に異常がある旨、申出があった場合は、これを調査し必要な処置を講ずるものとします。ただし、保安器または光保安器の出力端子以降の施設及び受信機等（端末機を除

く)に起因する場合は加入者の責任とし修復に要する費用は加入者負担とします。

- 3 当社の保安責任範囲は、施設の性格上、放送センターから保安器または光保安器までとし、その施設に故障事故等が生じた場合の修復に要する費用は当社の負担とします。
- 4 加入者は当社もしくは当社の指定する業者が設備の調査、点検、修理などを行う場合、加入者の敷地、家屋、構築物への出入りについて便宜を供与するものとします。
- 5 加入者は加入後の故意又は過失により、当社の本施設および引込施設に故障が生じた場合にはその施設の修復に要する費用を負担するものとします。
- 6 当社は天災、事変、放送衛星および通信衛星の停止、その他の当社の責に帰することのできない事由によるサービスの提供中断に基づく損害の賠償には応じません。

第18条 (設置場所の変更等)

加入者は次の場合に限り、受信設備の設置場所を変更できるものとします。その変更に必要な費用は加入者が負担するものとします。

- ① 変更先が同一敷地内の場合
 - ② 変更先が当社の業務区域内でかつ技術的に可能な場合
- 2 加入者は、前項の規定により引込線および機器等の設置場所を変更しようとする場合は、当社所定の書式によりその旨を申し出るものとします。

第19条 (名義変更)

相続等加入者の異動を生じる時には、直ちに当社にその旨を所定の書式による文書により申し出て、当社の承認を得た後に、新加入者は、旧加入者の名義を変更することができるものとします。

- ① 相続又は法人の合併の場合。
 - ② 新加入者が、加入契約に定める旧加入者の受信機の設置場所において、当社のサービスの提供を受けることについての旧加入者の権利義務を継承する場合。
- 2 前項の規定により名義を変更しようとするときは、新加入者は当社に別途定めた手数料を添えて申し出るものとします。

第20条 (加入申込書記載事項の変更)

加入者は、加入申込書記載のサービス内容の変更を希望する場合は、当社に所定の書式へ記入の上、申し出るものとします。申出があった場合、当社は速やかに変更された契約内容(料金変更を含む)に基づいてサービスを提供します。

- 2 前項のほか、加入申込書に記載した事項について変更がある場合は、加入者は当社に所定の書式へ記入の上、申し出るものとします。

第21条 (放送内容の変更)

当社は止むを得ない事情によりサービス業務内容を変更することがあります。なお変更によって起こる損害の賠償には応じません。

第22条 (無断使用等の禁止)

加入者が記録媒体、電子媒体、配線等により当社のサービスを第三者に提供することは、有償、無償にかかわらず禁止します。

第23条 (著作権および著作隣接権侵害の禁止)

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの、不特定または多人数に対する対価を受けての上映、ビデオデッキ、その他の方法による複製、およびかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできません。

第24条（加入者の無断工事）

加入設備の改修、変更、分岐、分配、増設等一切の工事は届出により当社が行い、加入者が勝手に工事することは禁止します。若し無断工事をされた場合は、違約金を請求することがあります。

第25条（加入契約の解約）

加入者は加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の7日以前に所定の書式により当社にその旨を申し出るものとします。

- 2 解約の場合、加入工事料の払い戻しはいたしません。
- 3 解約の場合、加入者は第13条の規定による料金を解約の当月分まで支払うものとします。ただし、前納している場合は、解約の月の翌月以降の分を払い戻すものとします。
- 4 第1項の解約の場合、当社は当社の引込設備を撤去します。ただし撤去に伴い加入者が所有もしくは占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要する場合、加入者においてその復旧費用を負担するものとします。

第26条（加入者の義務違反による停止）

当社は加入者が加入利用料の支払い遅延や、この約款に違反する故意があったと認められる場合およびその恐れがある場合は、加入者に催告した上でサービスの提供を停止するか、あるいは加入契約を解除することができるものとします。停止の場合は第16条の規定を、解除の場合は第25条の規定に準じて取り扱います。なお加入者は、当社が契約の解除を催告した日の属する月までの利用料金を含んだ未払いの料金（以下未納料金という）を支払う義務を負います。

- 2 前項の場合において、当社の業務の遂行に著しい支障がある場合には、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。

第27条（料金等の支払い方法）

加入者は、当社に工事費、基本利用料、CSプランまたはBSプラン利用料、及びその他の条項に定めた費用等について別途当社が指定する期日までに指定する方法により支払うものとします。

第28条（加入者にかかわる個人情報等の取扱い）

当社は、サービスを提供するために必要な加入者にかかる情報を、適法かつ公正な手段により収集し、適切に取り扱うものとします。また、加入者および、加入者が当社に連絡する被紹介者についても、加入者に準じて取り扱います。

- 2 前項より、収集し知りえた加入者に係わる氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居住、請求書の送付先等、および当社が別に定める加入者に関する情報を、当社は次の各号の業務の遂行上必要な範囲を超えて利用しないものとします。
 - ① サービスの提供を開始、継続、または終了（電話対応、施工、顧客管理、課金計算、料金請求、障害検知・復旧等の業務に必要な場合を含みます。）するために利用する場合。
 - ② 当社が提供するサービス（有線テレビジョン放送サービス、インターネット接続サービスおよびそれぞれの付加機能サービス、追加サービス等を含みます。）の加入促進を目的とした営業活動で利用する場合。
 - ③ サービスの新規開発、サービス向上、顧客満足、解約理由の調査、分析を行なう場合。
 - ④ 加入者から個人情報の取扱いに関して、新たに同意を求めるとして利用する場合。
- 3 当社は、前項の利用目的に必要な範囲で個人情報を業務委託先に預託する場合があります。
- 4 当社は、次の各号を除き、本人以外の第三者に個人情報を提供しないものとします。
 - ① 本人の同意がある場合
 - ② 裁判官の発付する令状により強制処分として捜索・押収等（刑事訴訟法第218条）がなされる場合。
 - ③ 法律上の照会権限を有する公的機関からの照会（刑事訴訟法第197条第2項等）がなされた場合、その他法令の規定に基づき提供しなければならない場合。

- ④ 人の生命、身体および財産等に対する差し迫った危険があり、緊急の必要性がある場合。

第29条（定めなき事項）

この契約約款に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合は、当社、加入者及び加入申込者はお互いに信義誠実の原則によって、協議の上円満に解決をはかるものとします。

第30条（国内法への準拠）

この約款は日本国内法に準拠するものとし、加入契約により生じる一切の紛争等については岡山地方裁判所を管轄裁判所とします。

第31条（約款の改訂）

この約款は総務大臣に届け出た上、改正することがあります。

附則

- ① 当社は特に必要あるときは、本約款に特約を付することができるものとします。
- ② 本約款は、各世帯（同一の住居で起居し生計を同じくする者の集団）個別に契約する場合に適用するものとし、加入者引込線1回線により、複数世帯が加入する場合には、契約の単位を各世帯とします。
- ③ 一括加入、業務用等については別途定めます。
- ④ HDD内蔵STBが故障等により修理・交換が必要な場合、録画内容はすべて消去致します。これにより生じたあらゆる損害について、原因の如何を問わず当社は一切の責任を負わないものとします。また、修理期間中はご希望の方には代替のSTBを用意させていただきますが、HDDの内蔵していない、当社指定のSTBとなりますのでご了承ください。
- ⑤ HDD内蔵STBに録画した「一世代のみコピー可」の番組を、他の録画機器にデジタルのままコピーする事はできません。また、ムーブ（移動）機能がついているデジタル録画機器を使用すれば、録画された番組をデジタル録画機器にムーブする事はできますが、元のHDD内蔵STBの番組は消去されます。ただし一部メーカー、一部機種によってはムーブに対応できない場合があります。（対応機種に関しましては、メーカーのホームページをご覧ください）VHS等アナログ録画機器へのコピーは今までどおり制限はありません。
- ⑥ 当社では故障交換の際でも録画内容を他の機器や外部メディアに移すことは一切対応いたしません。録画内容を恒久的に保存したい場合は、HDD内蔵STBの録画専用出力端子により、直接外部の録画機器に保存してください。
- ⑦ この約款は、2015年5月1日より施行します。
改正 2019年4月1日より施行します。
改正 2019年10月1日より施行します。

井原放送加入者料金表

(単位:円)10%税込

項目		総額表示		
テレビ基本利用料 (月額)	①一般	1 契約ごと	1,980円	
	②集合住宅契約	1 世帯ごと (入居状況にかかわらず)	990円	
	③特殊契約	1 端子ごと (使用状況にかかわらず)	495円	
CSプラン及び BSプラン利用料 (月額)	STBレンタル料 (BSプラン利用料を含む) (STB1台に付き)		440円	
	STBレンタル料 (BSプラン利用料を含む) (録画機能付STB1台に付き)		770円	
	4KSTBレンタル料 (BSプラン利用料を含む) (STB1台に付き)		880円	
	4KSTBレンタル料 (BSプラン利用料を含む) (録画機能付STB1台に付き)		1,100円	
	CSプラン利用料 (STB1台目) (岡山県側)		1,210円	
	CSプラン利用料 (STB2台目以降に付き) (岡山県側)		605円	
	CSプラン利用料 (STB1台目) (広島県側)		990円	
	CSプラン利用料 (STB2台目以降に付き) (広島県側)		495円	
	ペイチャンネル	WOWOW		2,530円
		スター・チャンネル		2,530円
衛星劇場		1,980円		
フジテレビNEXT		1,100円		
加入工事料 (加入時に納入)	①一般 (一世帯あたり)	①最寄りのタップオフもしくはクロージャークから30m未満の新規加入工事料	55,000円	
		②最寄りのタップオフもしくはクロージャークから30m以上の新規加入工事料	別途実費計算	
	②集合住宅 (1棟単位)	4世帯まで	55,000円	
		5世帯～8世帯	110,000円	
		9世帯～12世帯	165,000円	
③特殊契約及び旅館・官庁・工場・鉄骨・鉄筋ブロック家屋及び5ヶ所5台以上並びに既設のテレビ受信用配線工事施工の家屋等の加入工事料		別途実費計算		
工事料	増設1ヶ所に付き		11,000円	
	STB取付工事料テレビ1台に付き		5,500円	
	STBの宅内移設工事料		別途実費計算	
	移転工事料		11,000円	
	設備変更工事料・仮設工事料		別途実費計算	
	休止及び復旧工事料		別途実費計算	
	停波解除工事料		別途実費計算	
手数料	休止及び復旧手数料		2,200円	
	名義変更手数料		2,200円	
	BSプラン新規加入手数料		3,300円	
	CSプラン新規加入手数料		3,300円	
	停波解除手数料 (停波の期間が停波月を除く3ヶ月以内)		4,400円	
	停波解除手数料 (停波の期間が停波月を除く4ヶ月以上)		16,500円	
	C-CASカード再発行		5,500円	
	集金事務手数料 (1ヶ月ごと)		110円	
STB機種変更手数料		3,300円		
損害金	セットトップボックス (STB)		30,000円	
	録画機能付セットトップボックス (STB)		50,000円	
	4K対応セットトップボックス (4KSTB)		50,000円	
	4K対応録画機能付セットトップボックス (4KSTB)		65,000円	
	セットトップボックス付属リモコン		3,000円	
	光保安器用電源アダプター		1,000円	
	B-CASカード		2,000円	
	C-CASカード		2,000円	